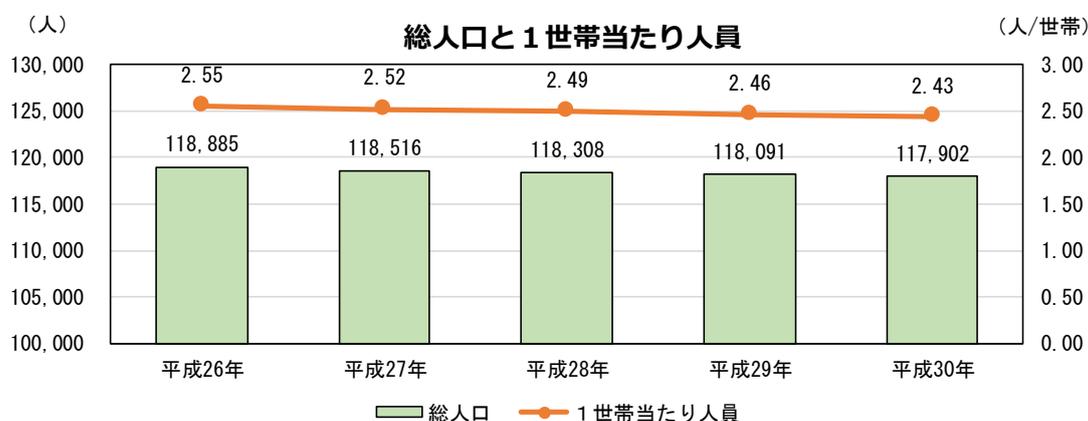


1 統計からみた本市の現状

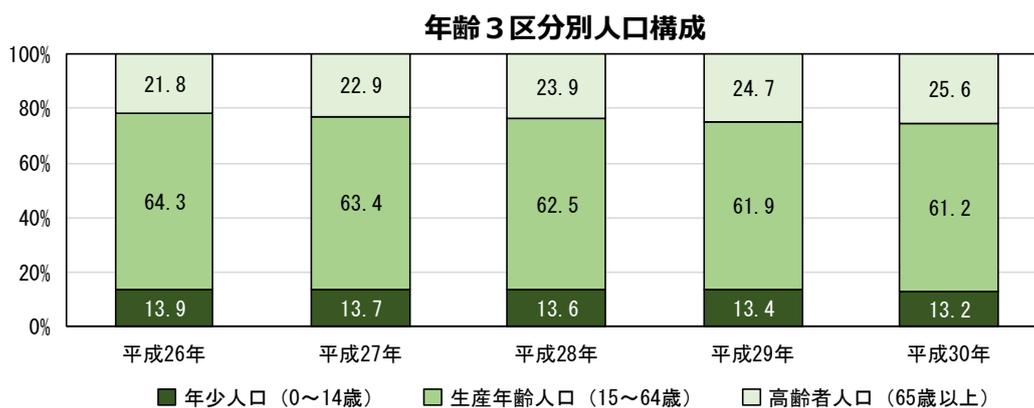
(1) 人口の推移

本市の総人口は減少傾向で推移しており、平成30(2018)年1月1日現在で117,902人と平成26(2014)年と比較して983人の減少となっています。

また、年齢3区分の人口構成をみると、高齢者人口(65歳以上)は増加していますが、年少人口(0～14歳)は減少傾向で推移しており、平成30(2018)年1月1日現在で年少人口は15,619人(13.2%)と平成26(2014)年の16,572人と比較して953人(0.7ポイント)の減少となっています。



資料：栃木県住民基本台帳年表（各年1月1日現在）

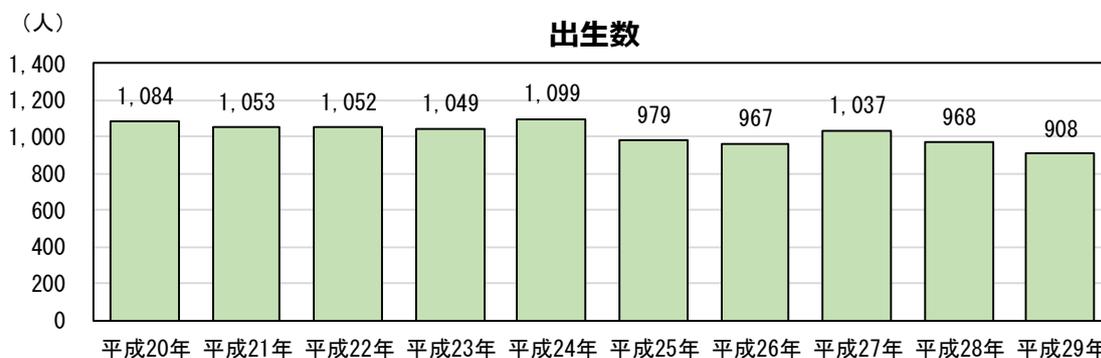


資料：栃木県住民基本台帳年表（各年1月1日現在）

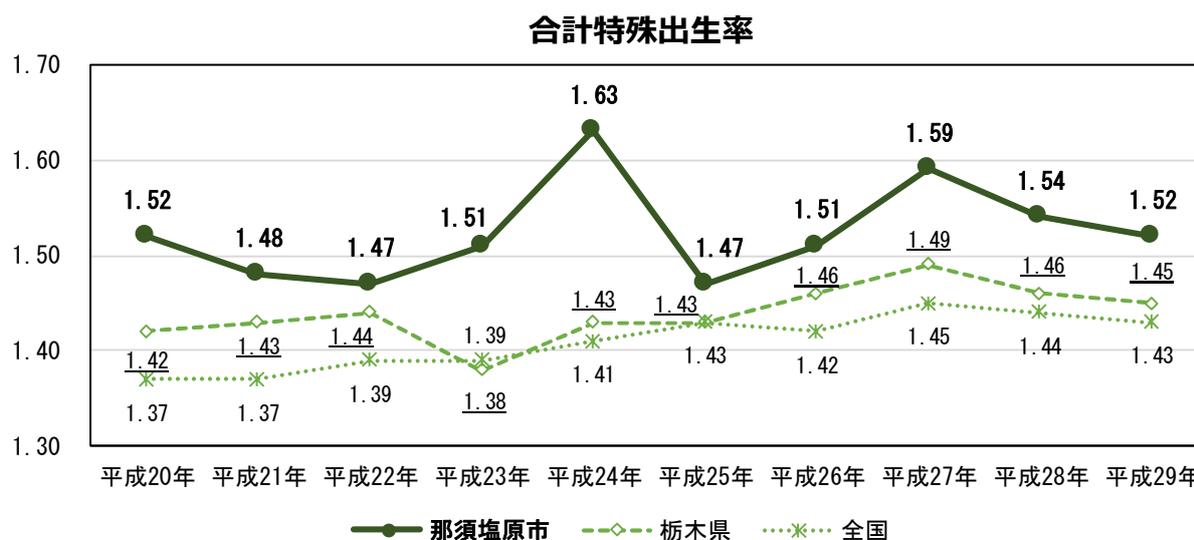
(2) 出生の動向

本市の出生数は、1,000 人前後で推移していましたが、平成 27(2015)年以降は減少傾向にあり、平成 29(2017)年で 908 人となっています。

また、合計特殊出生率※は、栃木県及び全国より上回った状況で推移しており、平成 29(2017)年で 1.52 となっています。



資料：栃木県保健統計年報



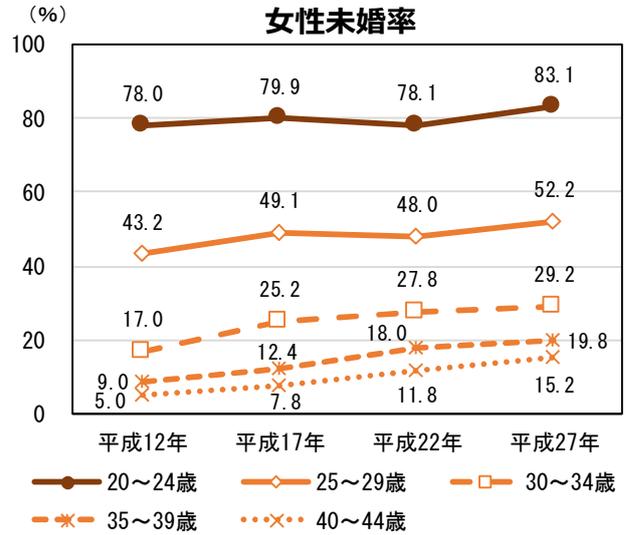
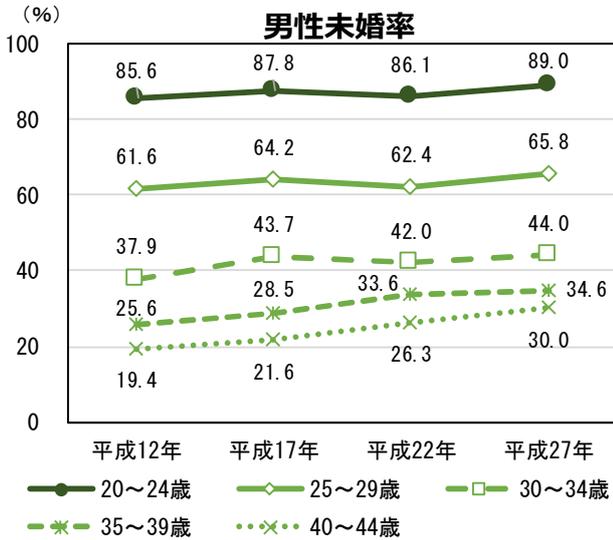
資料：栃木県保健統計年報

※合計特殊出生率とは、15 歳から 49 歳までの女子の年齢別出生率を合計したものであり、一人の女性が一生に産む子どもの数とされています。

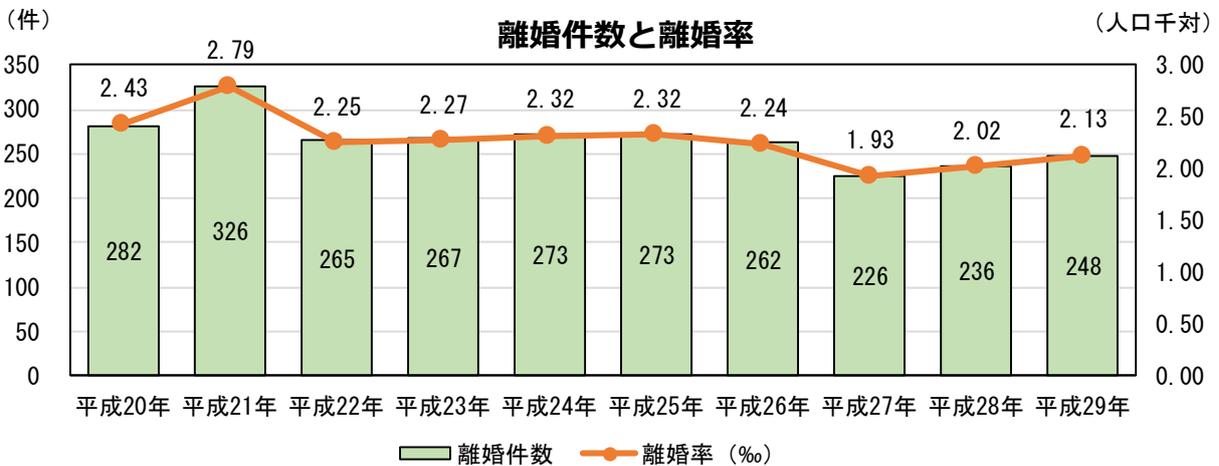
(3) 婚姻の動向

男女別に 20 歳から 44 歳までの未婚率を 5 歳ごとの階級に分けてみると、全ての年齢において男女とも未婚率は上昇しており、未婚化が進行していることがわかります。

また、離婚件数及び離婚率は増減を繰り返しており、平成 29(2017)年で離婚件数は 248 件、離婚率は 2.13 (人口千対) となっています。



資料：国勢調査（平成 12 年は合併前の合計値）

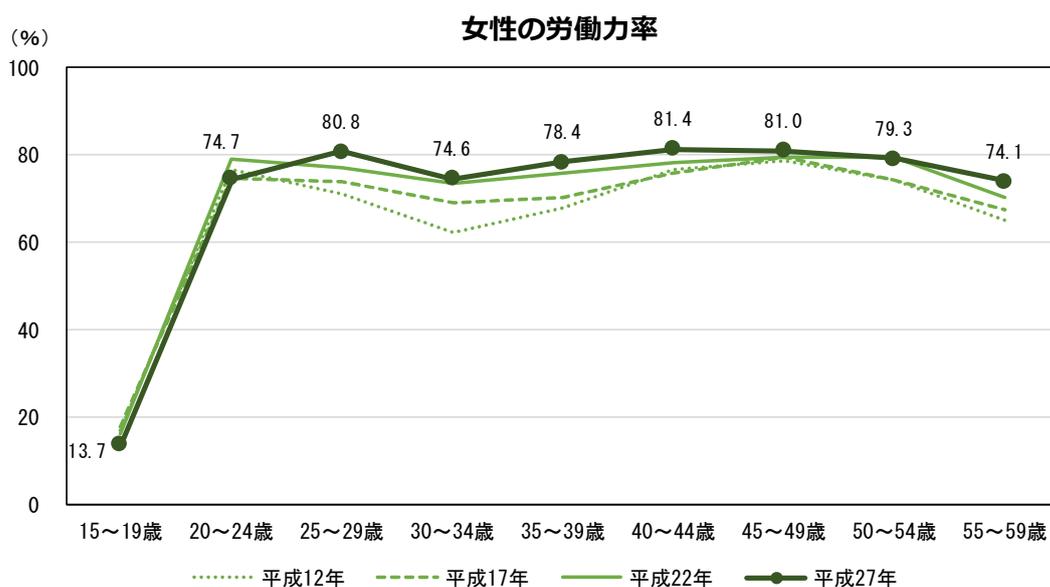


資料：栃木県保健統計年報

(4) 女性の就業状況

女性の労働力率をみると、女性は20歳代前半で就職し、その後結婚や出産により一時離職し、その後再び就職することから「M字カーブ」を描くことが広く知られています。このM字カーブについては、女性の労働力率の変化に関する全国的な傾向として、未婚化や晩婚化が進んでいること、結婚時の雇用継続が増加していること、育児休業取得率が上昇していることなどから、その谷が徐々に浅くなっています。

本市の女性の労働力率は、5歳階級別に平成12(2000)年と平成27(2015)年を比較すると、M字カーブが緩やかになっていることが分かります。

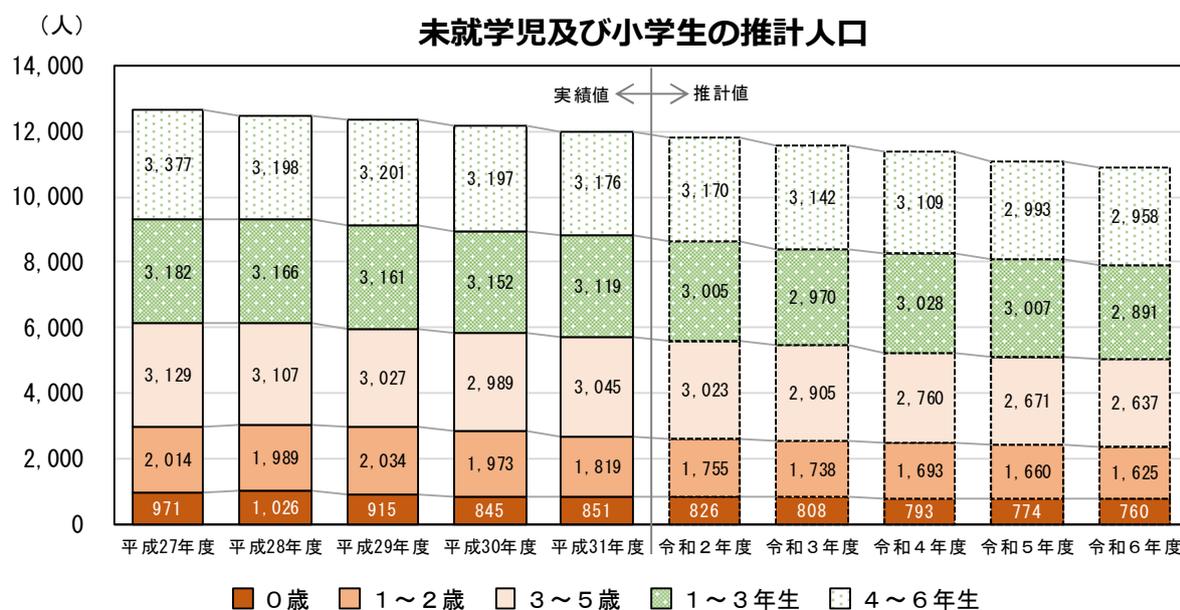


資料：国勢調査（平成12年は合併前の合計値）

(5) 人口推計

本市の未就学児及び小学生の推計人口をみると、未就学児及び小学生ともに減少傾向で推移すると予想されます。

また、平成 31(2019)年で 851 人であった0歳人口が令和6(2024)年には 760 人と、5年で 91 人減少することが見込まれています。



資料：コーホート変化率法による人口推計（各年4月1日）

2 子育て支援サービスなどの現状

(1) -1 認定こども園・幼稚園・保育園などの現状

本市の教育・保育施設^{※1}、幼稚園の状況ですが、待機児童対策や公立保育園の民営化等の各種施策の推進により、平成27(2015)年と比較して施設数及び利用定員数が増加し、それに伴い、入園児童数も増加しています。

①施設数

項目		単位	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年・令和元年
幼稚園	公立	箇所	1	0	0	0	0
	私立	箇所	4	3	3	2	1
保育園	公立	箇所	12	11	11	11	10
	私立	箇所	10	12	12	12	13
認定こども園		箇所	5	7	7	9	10
小規模保育事業所		箇所	7	6	6	7	7
家庭的保育事業所		箇所	1	1	1	1	1

資料：保育課（各年4月1日現在）

②利用定員数

項目		単位	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年・令和元年
教育	1号 3～5歳	人	509	693	603	878	1,138
保育	2号 3～5歳	人	1,372	1466	1,554	1,741	1,877
	3号 0歳	人	186	230	238	264	266
	3号 1・2歳	人	816	947	984	1,043	1,055
合計		人	2,883	3,282	3,379	3,926	4,336

※幼稚園は除く。

資料：保育課（各年4月1日現在）

③入園児童数

項目		単位	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年・令和元年
教育	1号 3～5歳	人	458	561	530	749	958
保育	2号 3～5歳	人	1,500	1,568	1582	1,689	1,868
	3号 0歳	人	96	115	106	96	110
	3号 1・2歳	人	838	940	998	1,020	1012
合計		人	2,892	3184	3,216	3,554	3,948

※幼稚園を除く。

資料：保育課（各年4月1日現在）広域受託を含む。

※1 教育・保育施設…子ども・子育て支援法では、認定こども園、幼稚園、保育園を合わせて「教育・保育施設」としてありますが、本計画では認定こども園、保育園、地域型保育事業所^{※2}のことを合わせて「教育・保育施設」としてきます。

※2 地域型保育事業所…小規模保育事業所及び家庭的保育事業所のこと。

(1) - 2 待機児童等の状況

①入園待ち児童数（保留児童※）

本市では、入園に当たっては、児童福祉法で規定する「保育を必要とする」状態を点数化した上で審査し、限られた利用定員の中で優先順位を定めて入園の可否を決定していますが、その審査で入園ができなかった児童については入園待ち児童となります。

平成 27(2015)年度からの入園待ち児童については、各年で増減を繰り返してします。

項目	単位	平成 27 年		平成 28 年		平成 29 年		平成 30 年		平成 31 年
		4 月	10 月	4 月						
0歳児	人	25	70	24	71	13	69	16	52	31
1・2歳児	人	19	36	40	37	52	58	31	37	50
3～5歳児	人	6	6	8	7	4	2	6	8	4
合計	人	50	112	72	115	69	129	53	97	85

資料：保育課（各年月 1 日現在）

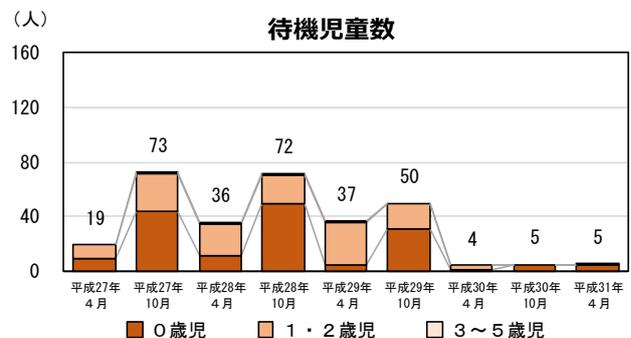
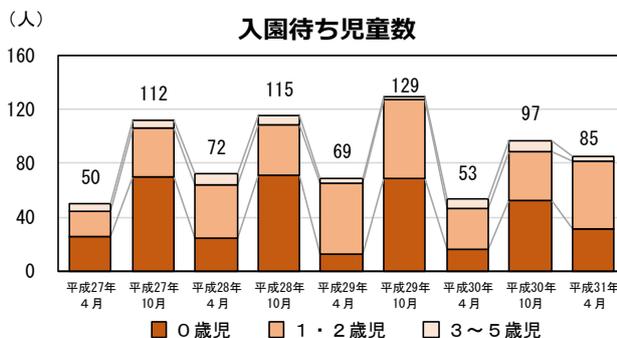
※入園待ち児童は保留児童という名称を使用することもあります。本計画では第 1 期計画との継続性から入園待ち児童という名称を使用しています。

②待機児童数

近年の待機児童（入園待ち児童のうち、国基準で定める児童）数の推移ですが、一番多い時で平成 27(2015)年 10月 1 日の 73 人という状況でしたが、施設整備等による対策が進み、平成 31(2019)年 4月 1 日には 5 人まで減少しました。

項目	単位	平成 27 年		平成 28 年		平成 29 年		平成 30 年		平成 31 年
		4 月	10 月	4 月						
0歳児	人	9	44	11	49	5	31	1	5	4
1・2歳児	人	10	27	23	21	31	19	3	0	1
3～5歳児	人	0	2	2	2	1	0	0	0	0
合計	人	19	73	36	72	37	50	4	5	5

資料：保育課（各年月 1 日現在）



(2) 子育て支援サービスの状況

①延長保育事業の状況

延長保育事業とは、保育認定を受けた子どもについて、通常の利用以外の日又は時間において、教育・保育施設において保育を実施する事業であり、平成 30(2018)年度では 21 箇所 で 489 人の利用となっています。

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
年間利用者数（実人数）	人	420	390	518	489
実施施設数	箇所	18	20	20	21

資料：保育課

②病児・病後児保育事業の状況

病児・病後児保育事業とは、病院や教育・保育施設等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を実施する事業であり、平成 30(2018)年度は、1 箇所の病児保育で 293 人、2 箇所の病後児保育で 25 人の利用となっています。

病児保育	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
年間利用者数（延人数）	人	-	-	-	293
実施施設数	箇所	0	0	0	1

病後児保育	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
年間利用者数（延人数）	人	13	39	36	25
実施施設数	箇所	2	2	2	2

資料：保育課

③利用者支援事業の状況

利用者支援事業とは、子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設等や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業であり、平成 30(2018)年度では、1 箇所の基本型（子育てコンシェルジュ）に 1 人、1 箇所の特定型（保育コンシェルジュ）に 1 人、2 箇所の母子保健型に 21 人を配置しています。

基本型（子育てコンシェルジュ）	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
配置人数	人	1	1	1	1
実施施設数	箇所	1	1	1	1

特定型（保育コンシェルジュ）	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
配置人数	人	1	1	1	1
実施施設数	箇所	1	1	1	1

母子保健型	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
配置人数	人	-	19	21	21
実施施設数	箇所	-	2	2	2

資料：子育て支援課、健康増進課

④地域子育て支援拠点事業の状況

地域子育て支援拠点事業とは、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言、その他の援助を行う事業であり、平成 30(2018)年度では9箇所あり、年間利用者数（延べ人数）は子どもが 12,442 人、大人が 10,357 人となっています。

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
年間利用者数 (延べ人数)	子ども	人	12,753	11,972	11,914	12,442
	大人	人	10,791	9,968	9,929	10,357
実施施設数		箇所	8	8	8	9

資料：子ども・子育て総合センター、保育課

⑤ファミリー・サポート・センターの状況

ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）とは、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を利用会員、児童の預かり等の援助を行うことを希望する者をサポート会員とし、利用会員とサポート会員との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業であり、平成 30(2018)年度では 419 人（利用会員：280 人、サポート会員：104 人、両方会員（※）：35 人）の会員で 1,519 人（未就学児：635 人、就学児：884 人）の利用となっています。

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
年間利用者数	未就学児	人	516	803	564	635
	就学児	人	526	678	1,183	884
	合計	人	1,042	1,481	1,747	1,519
会員数	利用会員	人	210	227	240	280
	サポート会員	人	86	92	98	104
	両方会員	人	35	37	31	35
	合計	人	331	356	369	419

資料：保育課

※両方会員とは、利用会員とサポート会員のどちらも登録している会員のこと。

⑥放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の状況

放課後児童クラブとは、労働等により保護者が日中に家庭にいない小学生に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業であり、平成30(2018)年度は25箇所の公設民営で1,122人（低学年：879人、高学年243人）、16箇所の民設民営で633人（低学年：455人、高学年178人）の利用となっています。

公設民営	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
低学年	人	796	831	852	879
高学年	人	171	183	231	243
合計	人	967	1,014	1,083	1,122
定員数	人	928	1,009	1,142	1,257
実施施設数	箇所	21	22	24	25

民設民営	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
低学年	人	383	434	448	455
高学年	人	157	146	138	178
合計	人	540	580	586	633
定員数	人	653	821	737	729
実施施設数	箇所	16	17	16	16

資料：保育課

⑦子育て短期支援事業（ショートステイ）の状況

子育て短期支援事業（ショートステイ）とは、保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童等について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業であり、平成30(2018)年度では3箇所あり、年間利用者数（実人数）は20人となっています。

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間利用者数	実人数	人	16	7	13	20
	延人数	人	17	13	51	62
	延日数	日	43	62	161	142
実施施設数		箇所	2	3	3	3

資料：子ども・子育て総合センター

⑧一時預かり事業の状況

一時預かり事業とは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、教育・保育施設等の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業であり、平成 30(2018)年度では、幼稚園等における一時預かり（預かり保育）は 10 箇所で 34,361 人、保育所における一時預かりは 8 箇所で 2,344 人の利用となっています。

幼稚園等における一時預かり	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
年間利用者延人数	人	41,247	44,716	43,589	34,361
実施施設数	箇所	9	10	10	10

保育園等における一時預かり	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
年間利用者延人数	人	2,648	2,394	3,031	2,344
実施施設数	箇所	9	8	8	8

資料：保育課

⑨養育支援訪問事業の状況

養育支援訪問事業とは、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業であり、平成 30(2018)年度では訪問支援者 21 人で 848 件の訪問件数となっています。

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
訪問家庭数	実数	件	502	518	623	848
	延数	件	1,008	1,169	1,240	1,652
訪問支援者数		人	22	24	24	21

資料：健康増進課・子ども・子育て総合センター

⑩乳児家庭全戸訪問事業の状況

乳児家庭全戸訪問事業とは、生後 2～3か月の乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する相談や情報提供、養育環境等の把握を行う事業であり、平成 30(2018)年度の訪問件数は 856 件となっています。

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
妊娠届出数	件	1,036	940	906	815
訪問件数	件	1,038	943	889	856

資料：健康増進課

(3) 小学校・中学校・義務教育学校の状況

本市の小学校・中学校・義務教育学校は、令和元(2019)年度現在、小学校20校、中学校9校、義務教育学校※1校となっています。

①小学校

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度・令和元年度
児童数	人	6,513	6,324	6,265	6,253	6,230
学校数	校	22	21	20	20	20

資料：学校教育課（各年度5月1日現在）

②中学校

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度・令和元年度
生徒数	人	3,422	3,440	3,308	3,210	3,026
学校数	校	10	10	9	9	9

資料：学校教育課（各年度5月1日現在）

③義務教育学校

	単位	平成29年度	平成30年度	平成31年度・令和元年度
前期課程（6年間）	人	64	54	44
後期課程（3年間）	人	31	25	32
学校数	校	1	1	1

資料：学校教育課（各年度5月1日現在）

※義務教育学校とは、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、現在の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う学校です。本市では平成29(2017)年度に塩原小学校及び塩原中学校を統合し、塩原小中学校を設置しました。

(4) 障害児通園施設の状況

障害児通園施設の延べ利用件数は、増加傾向で推移しています。

延べ利用件数	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
児童発達支援	件	881	1,016	1,350	1,390
放課後等デイサービス	件	1,220	1,496	1,919	2,630
保育所等訪問支援	件	-	-	23	166

資料：社会福祉課

3 各種調査結果から分かる子育て世帯の生活の現状

(1) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査

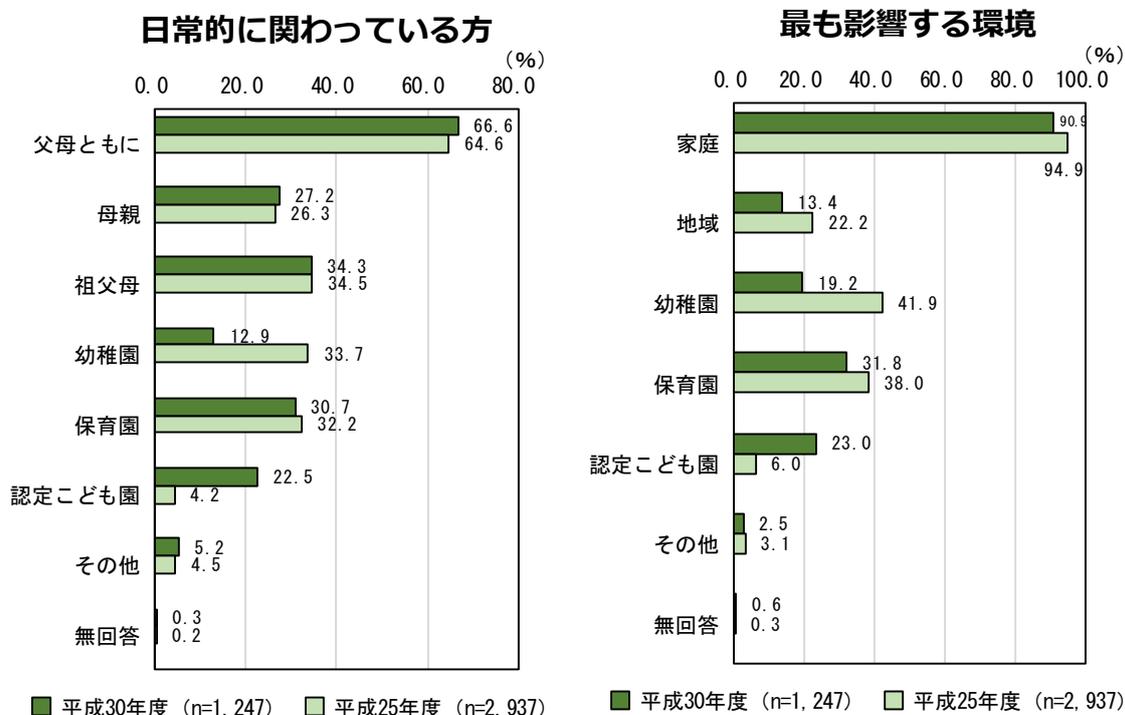
本計画の策定に向けて、教育・保育施設等や放課後児童クラブなどの子育て支援施策を計画的に推進するために、市民の利用状況や利用希望を把握することを目的とした「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

(※以下の結果については報告書から主な分析を抜粋したものです。)

①子どもの育ちをめぐる環境

子育てや教育に日常的に関わっている方は、「父母ともに」が最も多く 66.6%となっており、平成25(2013)年度と比較すると、2.0ポイント増加しています。

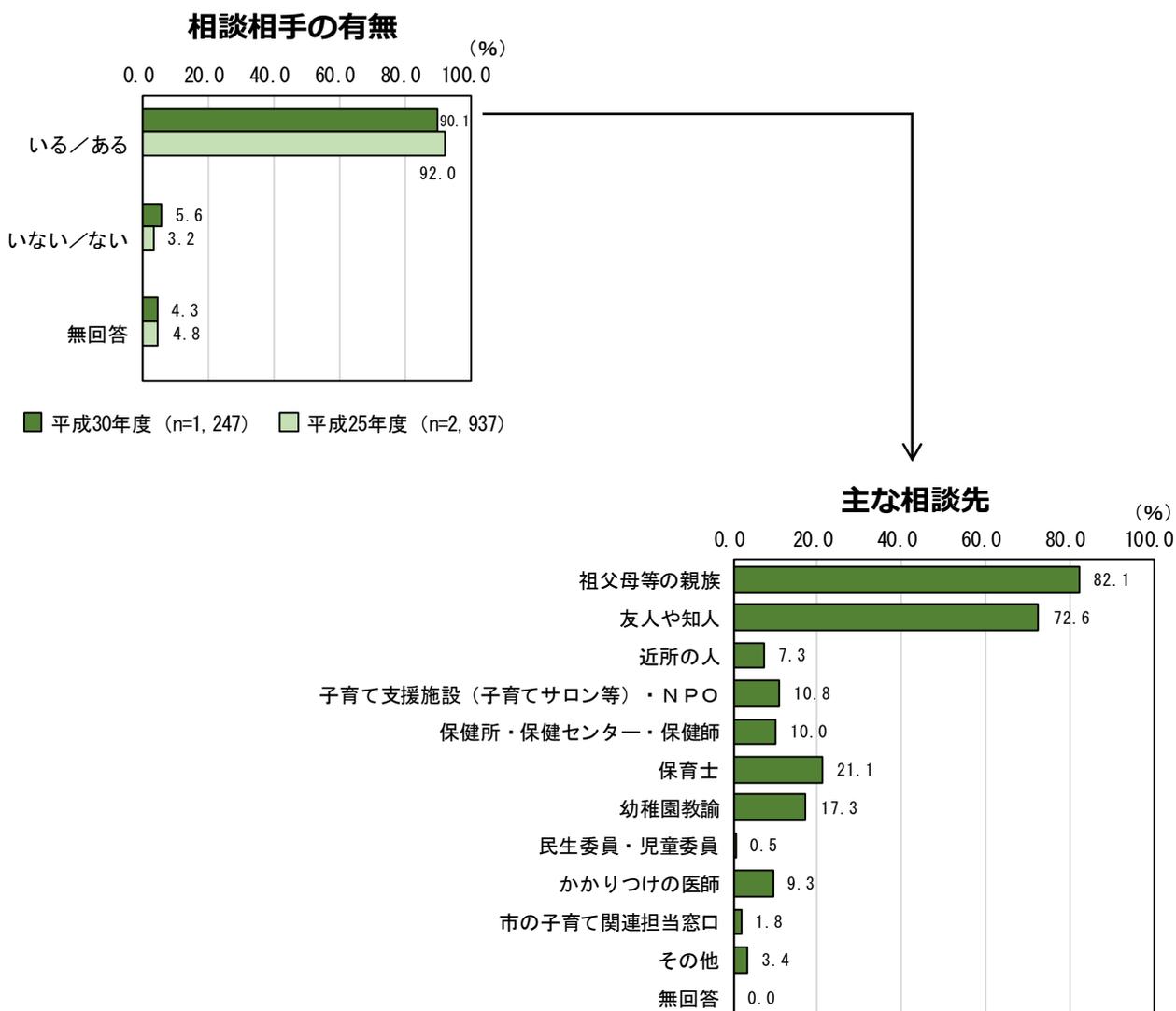
また、子育てや教育に最も影響する環境は、「家庭」が最も多く 90.9%となっていますが、平成25(2013)年度と比較すると、4.0ポイント減少しています。



②子育てや教育をする上での相談相手

子育てや教育をする上で気軽に相談できる相手の有無は、「いる／ある」が90.1%と高い中、「いない／ない」が5.6%となっており、平成25(2013)年度と比較すると、2.4ポイント増加しています。

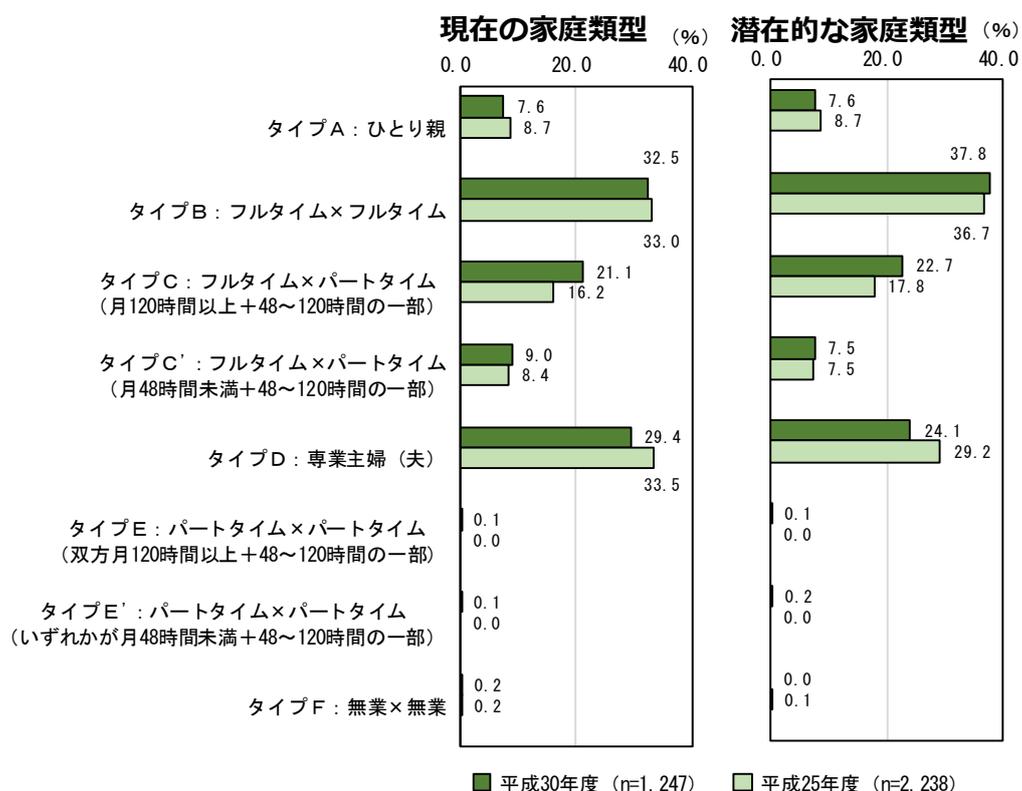
また、子育てや教育をする上で気軽に相談できる相手がいる（ある）方に、主な相談先について聞いたところ、「祖父母等の親族」が最も多く82.1%、次いで「友人や知人」が72.6%、「保育士」が21.1%となっています。



③保護者などの就労の状況

現在の家庭類型は、「タイプB：フルタイム×フルタイム」が最も多く32.5%、次いで「タイプD：専業主婦（夫）」が29.4%、「タイプC：フルタイム×パートタイム（月120時間以上+48~120時間の一部）」が21.1%となっています。平成25(2013)年度と比較すると、「タイプD：専業主婦（夫）」が4.1ポイント減少し、「タイプC：フルタイム×パートタイム（月120時間以上+48~120時間の一部）」が4.9ポイント増加していることから、働きながら子育てをしている親が増えていることが分かります。

また、今後の就労希望などを勘案した潜在的な家庭類型では、「専業主婦（夫）」の割合が減少し、「フルタイム×フルタイム」、「フルタイム×パートタイム」などの共働き世帯が増加しています。

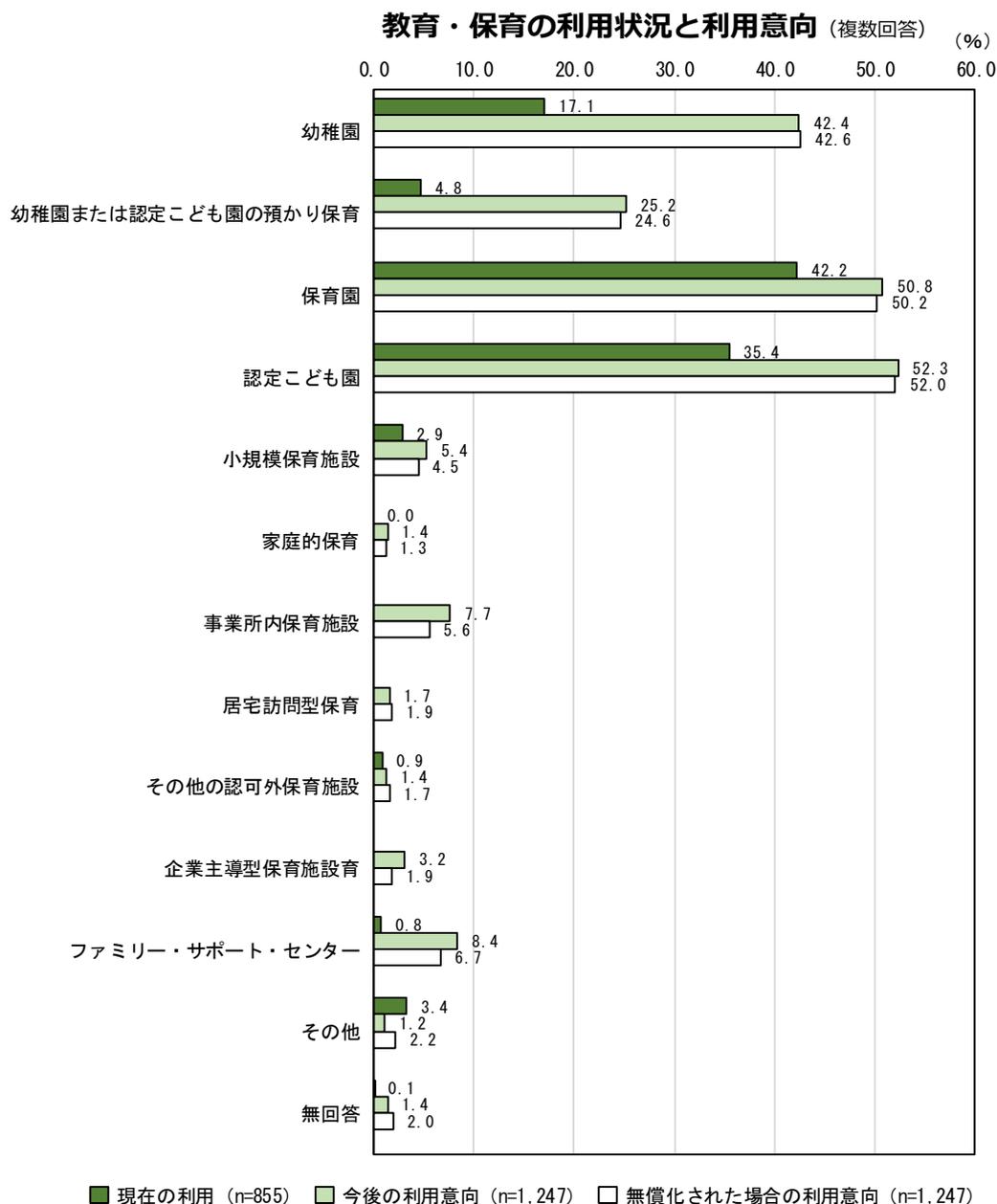


④教育・保育の利用状況と利用意向

教育・保育施設や幼稚園を定期的にご利用している方に、現在の利用状況について聞いたところ、「保育園」が最も多く42.2%、次いで「認定こども園」が35.4%、「幼稚園」が17.1%となっています。

また、教育・保育施設や幼稚園の定期的な利用の有無に関わらず、今後の利用意向について聞いたところ、「認定こども園」が最も多く52.3%、次いで「保育園」が50.8%、「幼稚園」が42.4%となっています。

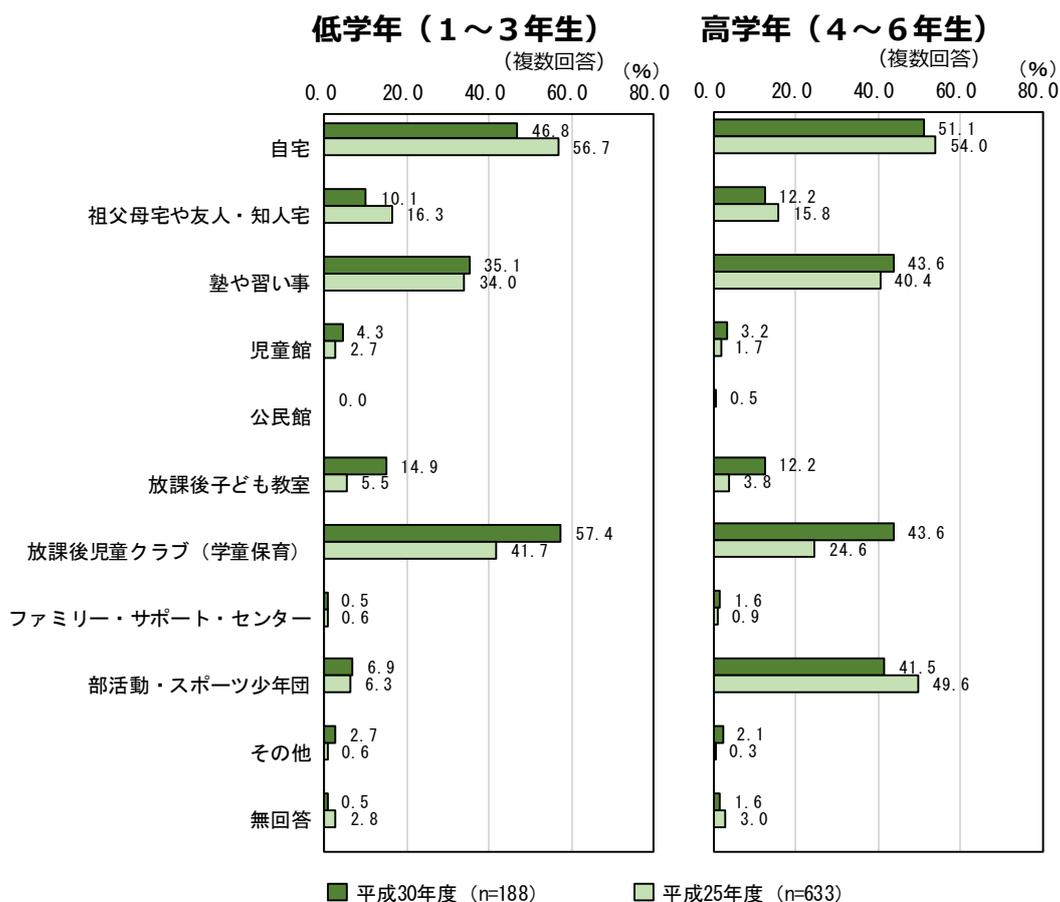
さらに、幼児教育・保育が無償化になった場合の利用意向について、利用状況の上位3つである「認定こども園」、「幼稚園」、「保育園」は、今後の利用意向とあまり変化がありませんでした。



⑤小学校就学後の放課後の過ごし方

小学校就学後の放課後の過ごし方は、低学年では「放課後児童クラブ(学童保育)」が最も多く 57.4%、次いで「自宅」が 46.8%、「塾や習い事」が 35.1%、高学年では「自宅」が最も多く 51.1%、次いで「塾や習い事」、「放課後児童クラブ(学童保育)」がそれぞれ 43.6%、「部活動・スポーツ少年団」が 41.5%となっています。

また、放課後児童クラブ(学童保育)について、平成 25(2013)年度と比較すると、低学年では 15.7ポイント増加、高学年では 19.0ポイント増加しており、放課後児童クラブ(学童保育)に対するニーズが高いことが分かります。



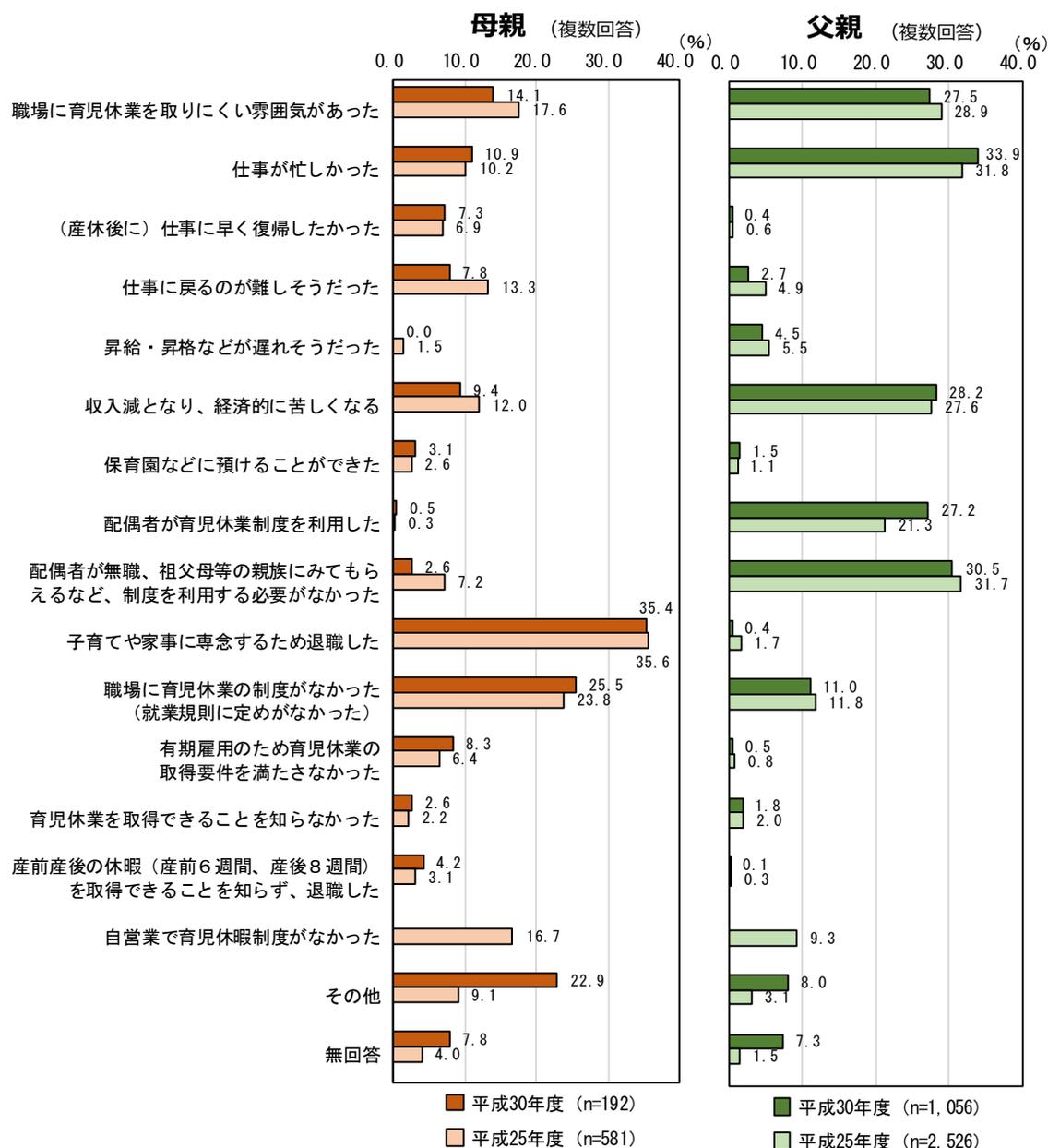
※児童館(対象児童:全ての児童(18歳未満))とは、健全な遊びを通して、子どもの生活の安定と子どもの能力の発達を援助していく拠点施設です。現在、那須塩原市での設置はありません。

※放課後子ども教室(対象児童:小学校に就学している全児童)とは、地域の方々などの協力を得て、放課後や週末に小学校や公民館などで学習・スポーツ・文化芸術活動などの機会を提供する取組です。

⑥育児休業を取得していない理由

育児休業を取得していない母親に、その理由について聞いたところ、「子育てや家事に専念するため退職した」が最も多く35.4%、次いで「職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)」が25.5%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が14.1%となっています。

また、育児休業を取得していない父親に、その理由について聞いたところ、「仕事が忙しかった」が最も多く33.9%、次いで「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」が30.5%、「収入減となり、経済的に苦しくなる」が28.2%となっています。



(2) 子育て世帯生活実態調査

令和元(2019)年9月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が一部改正・施行され、子どもの貧困対策についての市町村計画の策定が努力義務となりましたが、それに先立ち、市内の子育て家庭の生活環境や経済状況を把握し、支援策等を検討するために子育て世帯生活実態調査を実施しました。

(※以下の結果については報告書から主な分析を抜粋したものです。)

①子育て世帯における相対的な生活困難層の割合

本調査では、①低所得、②家計のひっ迫、③子どもの体験や所有物の欠如の3つの要素に基づいて分類し、2つ以上の要素に該当する層を困窮層、いずれか1つの要素に該当する層を周辺層、いずれの要素にも該当しない層を一般層と定義しました。算出した結果は次のとおりとなります。

	小学5年生	中学2年生	全体
生活困難層	31.7%	35.0%	33.2%
困窮層	14.1%	16.1%	15.0%
周辺層	17.6%	18.9%	18.2%
一般層	68.3%	65.0%	66.8%

	小学5年生	中学2年生	全体
①低所得 ^{※1}	13.9%	16.1%	14.9%
②家計のひっ迫 ^{※2}	18.6%	20.3%	19.4%
③子どもの体験や所有物の欠如 ^{※3}	16.9%	18.4%	17.5%

※1 低所得

「低所得」は、世帯所得を、世帯人数の平方根で割った値(等価所得)が、厚生労働省「平成30年国民生活基礎調査」から算出される基準未満(135.4万円)の世帯とします。なお、国民生活基礎調査における相対的貧困率は、一定基準(貧困線)を下回る等価可処分所得しか得ていない人の割合のことです。貧困線とは、等価可処分所得(世帯の可処分所得(収入から税金・社会保障料等を除いたいわゆる手取り収入)を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の中央値の半分の額をいい、OECD(経済協力開発機構)の作成基準に基づき算出されています。

※2 家計のひっ迫

「家計のひっ迫」は、家計の中で大きな比重を占め、これらの欠乏により、基本的な生活水準を保つことが難しいと考えられる公共料金や食料・衣類の費用が捻出できない状況と定義し、経済的な理由で、「食料」・「衣類」・「電話、携帯電話」・「電気料金」・「水道料金」・「ガス料金」・「家賃」の7項目について支払えなかった経験があったかの項目に、1つ以上が該当する世帯を対象とします。

※3 子どもの体験や所有物の欠如

「子どもの体験や所有物の欠如」は、大多数の子どもが一般的に享受していると考えられる経験や物品で、子どもの体験や所有物などに関する次の14項目のうち、経済的な理由で、欠如している項目が3つ以上該当する世帯を対象とします。

○子どもとの体験に関する6項目

- ・「海水浴、山登り、ハイキングに行く」 ・「キャンプ、バーベキューに行く」 ・「家族旅行に行く」 ・「遊園地やテーマパークに行く」 ・「スポーツ観戦に行く」
- ・「博物館、水族館、美術館に行く」

○子どもへの体験に関する6項目

- ・「毎月お小遣いを渡す」・「習い事(音楽、スポーツ、習字等)に通わせる」 ・「学習塾に通わせる(家庭教師に来てもらう)」 ・「誕生日のお祝いをする」
- ・「クリスマスなどのイベントでプレゼントをあげる」 ・「正月のお年玉をあげる」

○所有物に関する2項目

- ・「子ども用のおもちゃ」 ・「子どもの年齢に合った本」

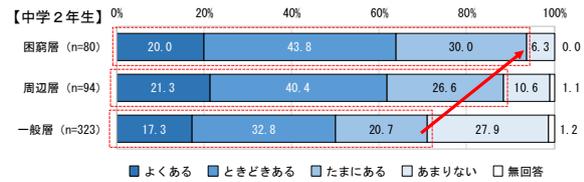
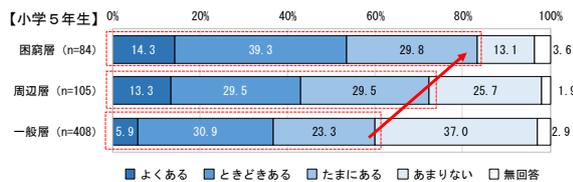
②教育に関する分析

生活困難層と一般層で教育に関してどのような傾向にあるのか分析した結果が次のとおりとなります。困窮層に近づくほど成績や進学についてネガティブな結果に近づく傾向にあり、また、ひとり親についても同じ傾向が見られます。

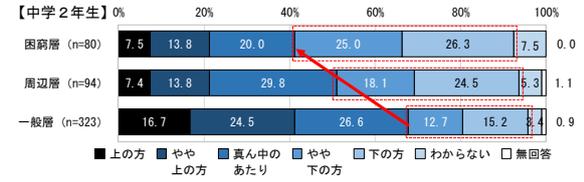
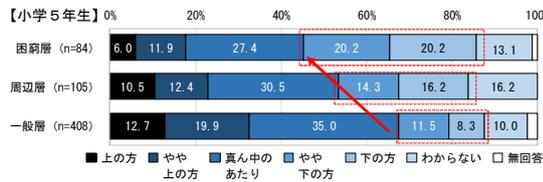
貧困の連鎖を断ち切るためには教育は重要な部分であり、学業への支援や進学への経済的支援について検討する必要があります。

ア、生活が困窮している世帯ほど、児童の授業の理解度が低くなる傾向が強い

■授業がわからないことがある【子ども用調査票】

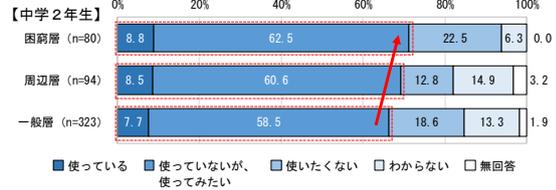
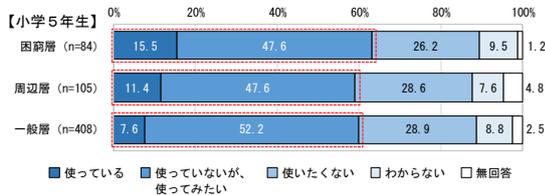


■自覚しているクラスの中での成績の順位【子ども用調査票】



イ、勉強を無料で教えてくれる場所は、生活の困窮度に関係なく、利用希望は半数以上

■勉強を無料で教えてくれる場所の利用希望【子ども用調査票】



ウ、生活が困窮している世帯ほど、希望どおりに進学させられないと考えている傾向が強い

■子どもの進学に対する希望と現実【保護者用調査票】

困窮層	現実					
	中学まで	高校まで	短大・高専・専門学校まで	大学まで	大学院まで	わからない
全体 (n=164)	4.3	57.9	18.9	9.1	0.0	8.5
中学まで (n=1)	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
高校まで (n=47)	6.4	83.0	2.1	0.0	0.0	8.5
短大・高専・専門学校まで (n=50)	0.0	58.0	36.0	2.0	0.0	4.0
大学まで (n=50)	6.0	44.0	18.0	22.0	0.0	10.0
大学院まで (n=1)	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
わからない (n=11)	9.1	36.4	27.3	0.0	0.0	27.3

一般層	現実					
	中学まで	高校まで	短大・高専・専門学校まで	大学まで	大学院まで	わからない
全体 (n=731)	0.1	17.2	19.3	49.8	4.1	7.6
中学まで (n=1)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
高校まで (n=79)	0.0	77.2	10.1	3.8	0.0	8.9
短大・高専・専門学校まで (n=138)	0.0	18.8	65.2	7.2	0.0	8.0
大学まで (n=440)	0.0	6.4	6.8	77.0	3.6	5.7
大学院まで (n=16)	0.0	0.0	0.0	12.5	81.3	6.3
わからない (n=41)	0.0	22.0	29.3	22.0	2.4	24.4

周辺層	現実					
	中学まで	高校まで	短大・高専・専門学校まで	大学まで	大学院まで	わからない
全体 (n=199)	1.5	40.7	23.1	25.1	1.0	6.5
中学まで (n=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
高校まで (n=45)	4.4	84.4	0.0	8.9	0.0	2.2
短大・高専・専門学校まで (n=54)	0.0	35.2	57.4	1.9	0.0	5.6
大学まで (n=85)	1.2	23.5	15.3	50.6	1.2	8.2
大学院まで (n=1)	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
わからない (n=10)	0.0	40.0	20.0	20.0	0.0	20.0

③生活に関する分析

生活困難層と一般層で生活に関してどのような傾向にあるのか分析した結果が次のとおりとなります。

困窮層に近づくほど親と子どもが一緒に過ごしたり、外出する等の機会も少なくなる傾向にあり、生活習慣の乱れも強くなる傾向にあります。また、ひとり親についても同じ傾向が見られます。

これら様々な要因により自己肯定感についても低くなる傾向が見られ、学校内での様々な体験への支援はもとより、家庭への経済的支援や生活への相談など幅広い支援について検討する必要があります。

また、支援体制の周知方法について、約半数は支援制度について知らなかったと回答しており、情報の受取り方についても年齢別で差が出るなど、情報発信の方法について検討する必要があります。

ア、子どもと一緒に過ごす時間について、困窮度が高い世帯ほど一緒に過ごせていない傾向が強い

■子どもの勉強をみる【保護者用調査票】

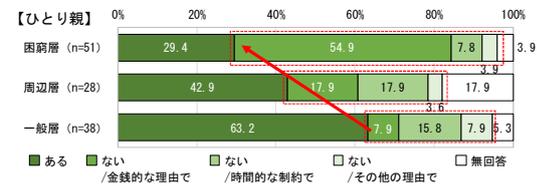
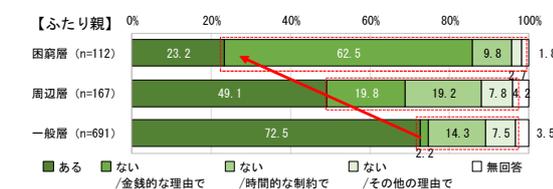


■子どもと室内で一緒に遊ぶ【保護者用調査票】

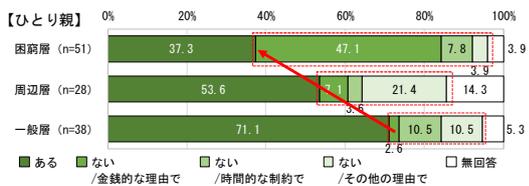


イ、生活が困窮している世帯ほど、家族との様々な体験が少ない傾向にある

■家族旅行に行く【保護者用調査票】

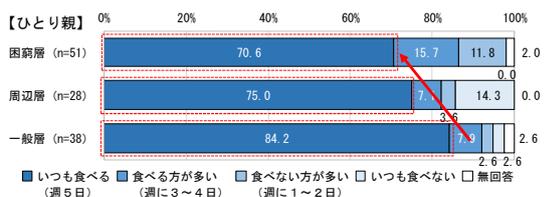
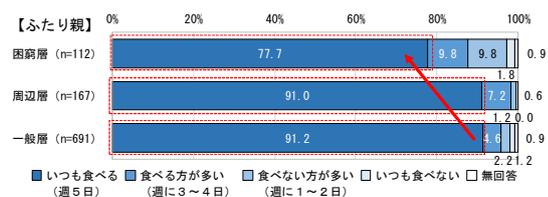


■遊園地やテーマパークに行く【保護者用調査票】



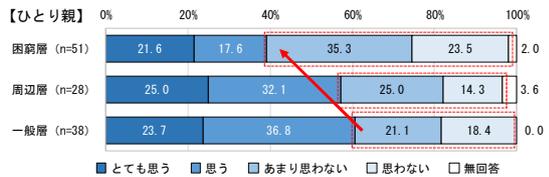
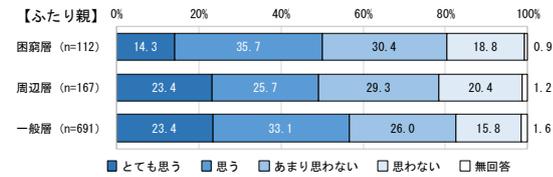
ウ、生活が困窮している世帯の子どもほど、生活習慣の乱れが強くなる傾向にある

■平日に毎日、朝ごはんを食べているか【子ども用調査票】

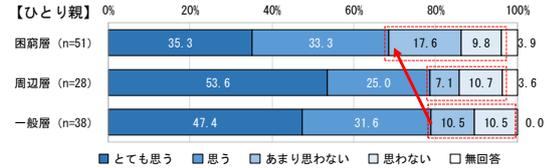
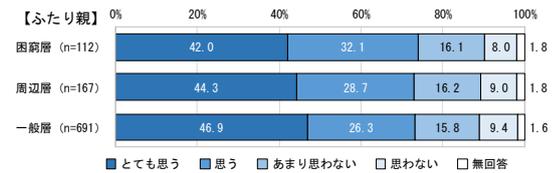


工、子どもの自己肯定は困窮度が増すと低くなる傾向がある

■自分のことが好きだ【子ども用調査票】

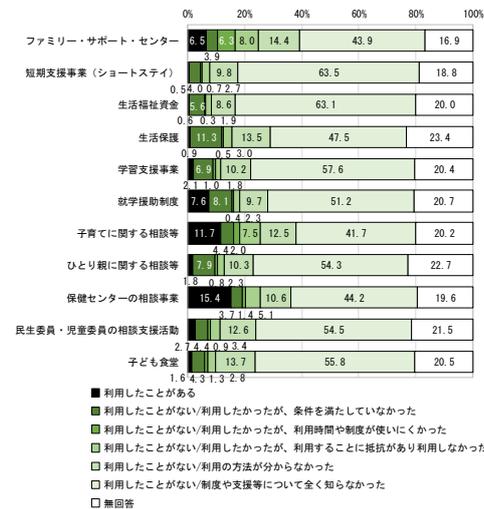


■自分の将来が楽しみだ【子ども用調査票】

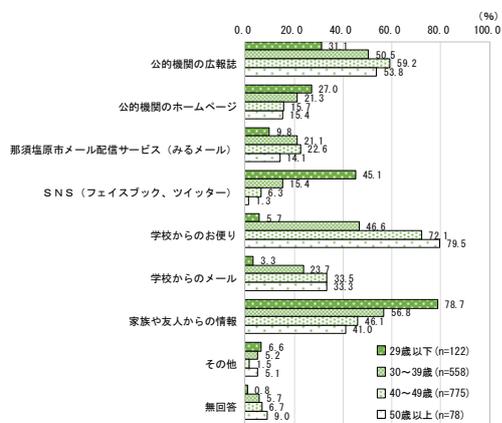


才、各種援助制度について知らない人が多く、周知方法に課題がある

■各種制度の利用状況【保護者調査票】



■子育てに関する情報の現在の受け取り方【保護者調査票】



■子育てに関する情報の今後の受け取りたい方法【保護者調査票】

